

【表紙】

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2022年1月14日 |
| 【四半期会計期間】 | 第72期第1四半期（自 2021年9月1日 至 2021年11月30日） |
| 【会社名】 | 株式会社文教堂グループホールディングス |
| 【英訳名】 | BUNKYODO GROUP HOLDINGS CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 佐藤 協治 |
| 【本店の所在の場所】 | 神奈川県川崎市高津区久本三丁目1番28号 |
| 【電話番号】 | 044(811)0118 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役財務経理部長 小林 友幸 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 神奈川県川崎市高津区久本三丁目1番28号 |
| 【電話番号】 | 044(811)0118 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役財務経理部長 小林 友幸 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第71期 第1四半期連結 累計期間 | 第72期 第1四半期連結 累計期間 | 第71期 |
|---|----------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自2020年9月1日 至2020年11月30日 | 自2021年9月1日 至2021年11月30日 | 自2020年9月1日 至2021年8月31日 |
| 売上高 (千円) | 4,505,113 | 3,988,693 | 18,782,225 |
| 経常利益又は経常損失 () (千円) | 45,935 | 38,509 | 382,294 |
| 親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 () (千円) | 57,722 | 43,582 | 365,892 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (千円) | 57,722 | 43,582 | 365,892 |
| 純資産額 (千円) | 790,046 | 1,054,633 | 1,098,216 |
| 総資産額 (千円) | 11,198,855 | 10,876,368 | 10,799,861 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失 () (円) | 2.60 | 1.06 | 11.19 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | 1.87 | - | 6.43 |
| 自己資本比率 (%) | 7.05 | 9.70 | 10.17 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 第72期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

重要事象等について

当社グループは、2018年8月期に重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過となったことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しておりました。

その後、当社グループは、当該状況を早急に解消し、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年6月28日付で産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という）の利用申請を行い、事業再生計画案に対して事業再生ADR手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関からご同意をいただき、2019年9月27日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、本事業再生計画に基づき以下の施策を着実に実施してまいりました。

事業上の施策といたしましては、エリアマネージャー制の導入等、返品率の減少、文具販売の強化、不採算店舗の閉鎖、本部コスト等の削減、組織再編等に取り組み、収益力の改善を実現してまいりました。

財務面につきましては、お取引金融機関により、債務の株式化、債務の返済条件の変更によるご支援をいただきました。

また、主要株主である日販グループからは、店舗の競争力を維持・強化するため、500百万円の出資、既存債務の一部支払いの条件変更、その他事業面、人事面でのご支援をいただき、財務状態の安定化を図ってまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間において、営業損失46百万円、経常損失38百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失43百万円を計上し、純資産額は1,054百万円となりました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大による本事業再生計画への影響が不透明であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

今後、引き続き事業再生計画における施策を実行することで、継続企業の前提に関する重要事象等を解消できるものと考えており、したがって、継続企業の前提に関する不確実性は認められないものと判断し、「継続企業の前提に関する注記」は記載しておりません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。そのため、売上高についての対前年同四半期比（％）を記載しておりません。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

（1）経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言が9月末に全面的に解除され、段階的な経済活動の再開とともに回復の途上にあります。感染力の強いとされる新型コロナウイルスの新たな変異株の感染が国内でも確認され、第6波感染拡大への懸念により依然として先行きは不透明な状況が続いております。

出版流通業界におきましても、2020年は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、巣ごもり需要の高まり及び、『鬼滅の刃』等のヒット作品により売上は好調に推移しておりました。しかしながら、国内の新型コロナウイルスの感染状況が落ち着き、行動制限も徐々に緩和され、外出再開へ向かったことから、2021年8月頃から巣ごもり需要の沈静化が見られ、好調であった前年の反動が大きく厳しい状況となっております。

このような状況下において、当社グループにおきましては、2019年9月27日に成立した事業再生ADR手続において同意を得た事業再生計画に基づいて、引き続き事業構造改革に取り組んでまいりました。

店舗運営においては、二子玉川店及び新城駅店の大規模改装を行い、お客様からは好評価を得ており、好調に推移しております。また、不採算店舗におきましては、1店舗の閉店を行ってまいりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上高は全国書店平均の前年対比は上回っているものの、巣ごもり需要の反動の影響は当初の見込みを大きく上回り、3,988百万円（前年同四半期は4,505百万円）となりました。また、営業損失においては、販管費は計画どおりとなったものの、売上の減少に伴う売上総利益が減少し、営業損失は46百万円（前年同四半期は営業利益42百万円）、経常損失は38百万円（前年同四半期は経常利益45百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は43百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純利益57百万円）となりました。

（2）財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、10,876百万円となり、前連結会計年度末に比べて76百万円増加いたしました。主な要因は、現金及び預金が267百万円減少した一方、商品が265百万円、有形固定資産が107百万円増加したことなどによるものです。

負債合計は9,821百万円となり、前連結会計年度末に比べて120百万円増加いたしました。主な要因は、借入金が183百万円減少した一方、支払手形及び買掛金が368百万円増加したことなどによるものです。

純資産合計は1,054百万円となり、前連結会計年度末に比べて43百万円減少いたしました。主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により利益剰余金が43百万円減少したことによるものです。

（3）会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

（4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

（5）研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

株式会社Y Pスイッチとのフランチャイズ契約

連結子会社である株式会社文教堂は、株式会社Y Pスイッチとの間でフランチャイズ契約を締結いたしました。契約の概要は次のとおりであります。

| | |
|--------|--|
| 契約会社名 | 株式会社文教堂（連結子会社） |
| 相手先の名称 | 株式会社Y Pスイッチ（フランチャイザー） |
| 契約の概要 | 株式会社Y Pスイッチが保有する商標の使用許諾並びに経営ノウハウ及び商材の提供。 |
| 契約期間 | 契約日から2年。以後1年ごとの自動更新。 |
| ロイヤリティ | 定額もしくは、毎月の売上高の一定料率、いずれか高い金額。 |

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|-------|-------------|
| 普通株式 | 56,018,860 |
| A種類株式 | 800 |
| B種類株式 | 800 |
| C種類株式 | 800 |
| D種類株式 | 800 |
| E種類株式 | 800 |
| F種類株式 | 800 |
| G種類株式 | 800 |
| H種類株式 | 800 |
| I種類株式 | 800 |
| J種類株式 | 848 |
| K種類株式 | 1,864 |
| 計 | 56,028,772 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年11月30日) | 提出日現在発行数(株) (2022年1月14日) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名 | 内容 |
|-------|---|-----------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 普通株式 | 42,912,340 | 42,912,340 | 東京証券取引所 JASDAQ(スタン ダード) | 単元株式数100株 (注1) |
| A種類株式 | - | - | 非上場 | 単元株式数1株 (注1) (注3) |
| B種類株式 | - | - | 非上場 | 単元株式数1株 (注1) (注3) |
| C種類株式 | - | - | 非上場 | 単元株式数1株 (注1) (注3) |
| D種類株式 | - | - | 非上場 | 単元株式数1株 (注1) (注3) |
| E種類株式 | - | - | 非上場 | 単元株式数1株 (注1) (注3) |
| F種類株式 | - | - | 非上場 | 単元株式数1株 (注1) (注3) |
| G種類株式 | - | - | 非上場 | 単元株式数1株 (注1) (注3) |
| H種類株式 | - | - | 非上場 | 単元株式数1株 (注1) (注3) |
| I種類株式 | - | - | 非上場 | 単元株式数1株 (注1) (注3) |
| J種類株式 | - | - | 非上場 | 単元株式数1株 (注1) (注3) |
| K種類株式 | 166 | 166 | 非上場 | 単元株式数1株 (注1) (注3) |
| 計 | 42,912,506 | 42,912,506 | - | - |

(注) 1. 当社は、資金調達について多様化を図り柔軟かつ機動的に行うために、異なる内容の株式として普通株式及び複数の種類株式を発行しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2022年1月1日からこの四半期報告書提出日までの種類株式の転換による株式数の増減は含まれておりません。
3. 種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

優先配当金

剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株式(AないしK種類株式を指し、以下総称して「種類株式」という。)を有する株主又は種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、種類株式1株につき、種類株式1株の払込金額相当額(AないしJ種類株式については348,000円を、K種類株式については10,000,000円をいう。以下同じ。)に、年率0.1%を乗じて算出される金額を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当をしたときは、その額を控除した額とする。なお、円位未満は切り捨てる。

累積条項

2019年9月1日以降に開始する事業年度において種類株主又は種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、普通株主又は普通登録株式質権者及び種類株主又は種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主又は種類登録株式質権者に支払う。

非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、 を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、種類株主又は種類登録株式質権者に対し、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を分配日の属する事業年度の初日(同日含む。)から分配日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額を加算した額を支払う。ただし、残余財産の分配が行われる日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。

非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、 のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

種類株主は、株主総会における議決権を有しない。

(4) 株式の譲渡制限

種類株式を譲渡するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

普通株式対価取得請求権

種類株主は、2020年7月1日以降いつでも、当社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式を取得するのと引換えに、種類株主が取得の請求をした種類株式の払込金額相当額の総額(種類株式ごとの発行済株式総数に払込金額相当額を乗じて得られる額をいう。以下同じ。)を、取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、端数は切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

当初取得価額

取得価額は、当初128円とする。

取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。なお、円位未満は切り捨てる。

- 1) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- 2) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- 3) 下記(c)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式により取得価額を調整する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式数」は「処分する当社が保有する普通株式数」、「当社が保有する普通株式数」は「処分前において当社が保有する普通株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数} \\ \text{- 当社が保有する普通株式数）} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式数} \end{array}} \times \text{普通株式1株当たりの時価}$$

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下1)ないし3)のいずれかに該当する場合には、当社は種類株主又は種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

- 1) 合併、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき
- 2) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき
- 3) その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき

(c) 取得価額の調整に際して使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表するVWAPの平均値とする。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

金銭対価取得請求

種類株主は、2030年以降毎年1月15日(ただし、該当日が休日である場合には翌営業日)に、当社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を金銭対価取得請求がなされた日の属する事業年度の初日(同日含む。)から金銭対価取得請求日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、金銭対価取得請求日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。なお、円位未満は切り捨てる。

分配可能額が不足する場合の按分取得

金銭対価取得請求がなされた日における分配可能額が不足する場合には、取得すべき種類株式は、金銭対価取得請求がなされた種類株式の払込金額相当額の総額に応じて、按分比例の方法による。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭対価取得条項

当社は、2029年9月1日以降いつでも、取締役会の決議で定める取得日をもって、種類株主及び種類登録株式質権者の意思にかかわらず、種類株式の全部又は一部を、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から金銭対価取得日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満は切り捨てる。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、金銭対価取得日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。

取得する株式の決定方法等

本項に基づき種類株式の全部又は一部を取得するときは、当社は、AないしK種類株式のすべて種類の種類株式（当該種類の種類株式の発行済株式数から自己株式数を控除した数がゼロとなる種類の種類株式を除く。）を取得するものとする。ただし、ある種類の種類株式を有する種類株主の全員の同意を得た場合は、当社は、当該種類の種類株式を取得しないことができる。

一部取得の場合の取得する株式の決定方法等

種類株式の一部を取得するときは、取得する株式の決定方法は、各種の種類株主が保有する種類株式の払込金額相当額の総額に応じて、按分比例の方法による。

(8) 株式の併合又は分割、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

当社は、種類株主に対して、株式の無償割当又は新株予約権の無償割当は行わない。

当社は、種類株主に対して、募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。

(9) 優先順位

各種の種類株式の優先配当金、各種の種類株式の累積未払配当金相当額及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当の支払順位は、各種の種類株式の累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、各種の種類株式の優先配当金が第2順位（それらの間では同順位）、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当が第3順位とする。

各種の種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、各種の種類株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数 (株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増減額 (千円) | 資本準備金残高 (千円) |
|---------------------|-------------------|--------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2021年10月7日 (注)1 | 312,496 | 41,037,530 | - | 50,000 | - | - |
| 2021年10月25日 (注)2 | 1,874,976 | 42,912,506 | - | 50,000 | - | - |

(注)1. 2021年10月7日に普通株式を対価とするK種類株式4株を取得及び消却し、同日に対価の普通株式312,500株が増加しております。

2. 2021年10月25日に普通株式を対価とするK種類株式24株を取得及び消却し、同日に対価の普通株式1,875,000株が増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年11月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|---------------------------------------|
| 無議決権株式 | 第1回K種類株式 194 | - | 「1 株式等の状況(1)株式の総数等発行済株式」に記載のとおりであります。 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 27,900 | - | 「1 株式等の状況(1)株式の総数等発行済株式」に記載のとおりであります。 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 40,690,900 | 406,909 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 6,040 | - | 一単元(100株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 40,725,034 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 406,909 | - |

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式73株が含まれております。

【自己株式等】

2021年11月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------------|----------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| 株式会社文教堂グループホールディングス | 川崎市高津区久本3-1-28 | 27,900 | - | 27,900 | 0.07 |
| 計 | - | 27,900 | - | 27,900 | 0.07 |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年9月1日から2021年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年9月1日から2021年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について監査法人ナカチによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2021年8月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (2021年11月30日) |
|-------------------|-------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,552,476 | 1,284,884 |
| 受取手形及び売掛金 | 560,730 | 564,936 |
| 商品 | 5,900,557 | 6,166,371 |
| 貯蔵品 | 4,613 | 5,059 |
| 1年内回収予定の長期貸付金 | 70 | 70 |
| その他 | 271,088 | 264,104 |
| 流動資産合計 | 8,289,535 | 8,285,426 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 222,612 | 284,335 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 293 | 219 |
| 土地 | 569,506 | 569,506 |
| その他(純額) | 138,994 | 185,221 |
| 有形固定資産合計 | 931,407 | 1,039,282 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 14,563 | 17,789 |
| ソフトウェア仮勘定 | 1,287 | - |
| 電話加入権 | 32,855 | 32,855 |
| 無形固定資産合計 | 48,706 | 50,644 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 92,427 | 92,427 |
| 差入保証金 | 1,413,651 | 1,380,965 |
| その他 | 11,867 | 18,422 |
| 投資その他の資産合計 | 1,517,946 | 1,491,815 |
| 固定資産合計 | 2,498,060 | 2,581,742 |
| 繰延資産 | | |
| 株式交付費 | 12,265 | 9,199 |
| 繰延資産合計 | 12,265 | 9,199 |
| 資産合計 | 10,799,861 | 10,876,368 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2021年8月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (2021年11月30日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 3,397,510 | 3,766,104 |
| 短期借入金 | 2,744,089 | 2,662,329 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 263,227 | 362,807 |
| 未払法人税等 | 15,140 | 3,991 |
| 賞与引当金 | 43,650 | 65,157 |
| 事業構造改革引当金 | 134,431 | 134,431 |
| その他 | 297,220 | 228,211 |
| 流動負債合計 | 6,895,269 | 7,223,033 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 2,312,219 | 2,110,693 |
| 退職給付に係る負債 | 368,496 | 359,076 |
| その他 | 125,659 | 128,931 |
| 固定負債合計 | 2,806,376 | 2,598,700 |
| 負債合計 | 9,701,645 | 9,821,734 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 50,000 | 50,000 |
| 資本剰余金 | 87,908 | 87,908 |
| 利益剰余金 | 978,529 | 934,946 |
| 自己株式 | 18,221 | 18,221 |
| 株主資本合計 | 1,098,216 | 1,054,633 |
| 純資産合計 | 1,098,216 | 1,054,633 |
| 負債純資産合計 | 10,799,861 | 10,876,368 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日) |
|---------------------------------------|--|--|
| 売上高 | 4,505,113 | 3,988,693 |
| 売上原価 | 3,307,582 | 2,923,614 |
| 売上総利益 | 1,197,530 | 1,065,078 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,155,445 | 1,111,476 |
| 営業利益又は営業損失() | 42,085 | 46,397 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1 | 1 |
| 受取手数料 | 232 | 66 |
| 受取家賃 | 17,085 | 17,494 |
| 補助金等収入 | 11,423 | 2,467 |
| その他 | 4,106 | 4,740 |
| 営業外収益合計 | 32,849 | 24,768 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 14,095 | 12,675 |
| 株式交付費償却 | 3,066 | 3,066 |
| その他 | 11,837 | 1,139 |
| 営業外費用合計 | 28,999 | 16,881 |
| 経常利益又は経常損失() | 45,935 | 38,509 |
| 特別利益 | | |
| 事業構造改革引当金戻入益 | 17,007 | - |
| 特別利益合計 | 17,007 | - |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 1,215 | 1,080 |
| 特別損失合計 | 1,215 | 1,080 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失() | 61,728 | 39,590 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,005 | 3,991 |
| 法人税等合計 | 4,005 | 3,991 |
| 四半期純利益又は四半期純損失() | 57,722 | 43,582 |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() | 57,722 | 43,582 |

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日) |
|-------------------|--|--|
| 四半期純利益又は四半期純損失() | 57,722 | 43,582 |
| 四半期包括利益 | 57,722 | 43,582 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 57,722 | 43,582 |
| 非支配株主に係る四半期包括利益 | - | - |

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、代理人取引に係る収益認識について変更が生じております。代理人取引に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は97,001千円減少し、売上原価は97,001千円減少しておりますが、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する追加情報の発生及び前事業年度の有価証券報告書に記載した情報等について重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

当社は、前連結会計年度において普通株主への配当金の支払いを支給条件とした役員退職慰労金規程を制定いたしました。

なお、当該偶発債務は前連結会計年度15,700千円、当第1四半期連結会計期間16,300千円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日) |
|-------|--|--|
| 減価償却費 | 17,532千円 | 19,314千円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社グループの報告セグメントは、販売業及び販売受託業であります。販売受託業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社グループの報告セグメントは、販売業及び販売受託業であります。販売受託業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 当第1四半期連結累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日) |
|---------------|--|
| 書籍・雑誌等の販売業 | |
| 小売 | |
| 書籍 | 1,770,139 |
| 雑誌 | 1,365,331 |
| 文具 | 405,239 |
| その他 | 422,689 |
| 卸売 | |
| 書籍・雑誌 | 3,585 |
| その他 | 213 |
| その他収益 | 21,493 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 3,988,693 |
| その他の収益 | - |
| 外部顧客への売上高 | 3,988,693 |

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日) |
|---|--|--|
| (1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失() | 2円60銭 | 1円6銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円) | 57,722 | 43,582 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | 898 | 413 |
| (うちG種類株式に係る優先配当金) | (17) | (-) |
| (うちH種類株式に係る優先配当金) | (17) | (-) |
| (うちI種類株式に係る優先配当金) | (17) | (-) |
| (うちJ種類株式に係る優先配当金) | (18) | (-) |
| (うちK種類株式に係る優先配当金) | (827) | (413) |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失() (千円) | 56,824 | 43,996 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 21,881,008 | 41,648,103 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | 1円87銭 | - |
| (算定上の基礎) | | |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円) | 898 | - |
| (うちG種類株式に係る優先配当金) | (17) | (-) |
| (うちH種類株式に係る優先配当金) | (17) | (-) |
| (うちI種類株式に係る優先配当金) | (17) | (-) |
| (うちJ種類株式に係る優先配当金) | (18) | (-) |
| (うちK種類株式に係る優先配当金) | (827) | (-) |
| 普通株式増加数(株) | 8,934,980 | - |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要 | - | - |

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年1月14日

株式会社文教堂グループホールディングス

取締役会 御中

監査法人ナカチ
東京都千代田区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 藤代 孝久

代表社員
業務執行社員 公認会計士 家富 義則

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂グループホールディングスの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年9月1日から2021年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年9月1日から2021年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングス及び連結子会社の2021年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。